

○研究不正行為調査に関する規程

(平成 25 年 12 月 25 日規程・規則第 1312 号の 2)

改定 平成 28 年 9 月 20 日

(目的)

第 1 条 本規程は、東京女子医科大学（以下「本学」という）の「研究に携わる者の行動規範」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）にもとづき、本学において研究に携わる者（以下「研究者」という）の研究活動上の不正行為（以下「研究不正行為」という）に対し、適切な防止および対応を行うことを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程において「研究不正行為」とは、研究の立案、計画、実施および成果の取りまとめの各過程においてなされる次の各号に該当する行為をいう。ただし、根拠が示され、かつ故意でないことが明らかにされたものは研究不正行為には該当しない。

(1) 研究活動上のデータ（以下「研究データ」という）、研究結果等の捏造、改ざんまたは盗用

「捏造」とは、存在しない研究データ、研究結果等を作成すること。

「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、研究データ、研究結果等を真正でないものに加工すること。

「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、研究データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

(2) 同一の研究データや研究成果を含む論文の複数雑誌での発表

(3) その他、同条第 1 項第 1 号、第 2 号に類する行為

2 本規程において「研究者」とは、教員、職員、臨床研修医、医療練士、研究生、非常勤教員、院生、学生その他、本学で研究するすべての者をいう。

(研究データの保存・開示義務)

第 3 条 研究者および研究責任者は、論文等の形で発表された研究成果のもととなった次の各号に掲げる研究データを各期間保存しなければならない。ただし、各部局等において各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをするこ

とができる。また、保存、保管が本質的に困難なもの、保存に多大なコストがかかるものについても、この限りでない。

- (1) 文書、数値データ、画像等の資料は、当該論文等の発表から原則 10 年間
 - (2) 試料、標本等の有体物は、当該論文等の発表から原則 5 年間
- 2 競争的資金等その他の、文部科学省その他の配分機関等の予算の配分または措置（以下「補助金等」という）に係る研究データについて、研究者および研究責任者は、各配分機関等が定める期間保存するものとし、必要に応じて開示できるようにしなければならない。
 - 3 法令、共同研究等における契約等により保存期間等が規定される研究データについては、その定めに従うものとする。
 - 4 研究責任者は、自らのグループの研究者が転出または退職した場合であっても、同条第 1 項に掲げる研究データを保存し続け、必要に応じて開示できるようにしなければならない。研究責任者が転出または退職する場合は、部局長等が当該研究データを引き継ぐものとする。

（委員会の設置）

第 4 条 学長は、本学に研究不正行為に係る事案が発生した場合には、研究不正行為調査委員会（以下「委員会」という）を設置し、当該研究不正行為についての予備調査を命ずる。

- 2 学長は、委員会からの答申にもとづき、本格的な調査（以下「本調査」という）を行うこととした場合には、研究不正行為調査特別委員会（以下「特別委員会」という）を設置し、当該研究不正行為についての本調査を命ずる。
- 3 委員会または特別委員会（以下、総称して「調査委員会」という）は委員全員の出席をもって成立し、議決は委員の全員一致を原則とする。

（委員会の構成）

第 5 条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 研究部門担当理事
 - (2) 教育部門担当理事
 - (3) 委員長が指名する医学研究科委員会または看護学研究科委員会委員 4 名
 - (4) 研究支援部長
- 2 委員長が必要と認めたときは、本学教員から協力員を指名することができる。協力員は、委員長の要請に応じ、委員会に出席することができる。

- 3 同条第1項、第2項に掲げる関係者は、研究不正行為に係る事案と自己が利害関係を有しない者でなければならず、利害関係を有する者は委員および協力員にはなれないものとする。
- 4 委員長は、研究部門担当理事があたり、委員会を管掌する。研究部門担当理事が学長の場合には、委員長は教育部門担当理事が行い、学長は委員会には出席しないものとする。また、研究部門担当理事が同条第3項に掲げる利害関係を有する等の場合も、委員長は教育部門担当理事が行い、教育部門担当理事が同条第3項に掲げる利害関係を有する等の場合には、学長が副学長等から委員長を別途指名するものとする。

(委員会の職務)

- 第6条 委員会は、研究不正行為に係る事案が発生した場合には、速やかに研究不正行為の有無についての予備調査を行う。
- 2 予備調査は、調査対象者（以下「対象者」という）および委員会が必要と認めた者からの事情聴取その他、調査のために必要な方法により行うものとする。
 - 3 委員長は、予備調査にもとづき、本調査を実施するか否かを申立等の受付から30日以内に学長に答申するものとする。ただし、委員長がやむを得ない理由があると判断した場合は、これと異なる期限の設定をすることができる。
 - 4 委員長は、予備調査にもとづき、本調査を実施するまでもなく研究不正行為があったと認定できる場合には、当該裁定および対応方針を委員会が設置された日から150日以内に学長に答申するものとする。ただし、委員長がやむを得ない理由があると判断した場合は、これと異なる期限の設定をすることができる。
 - 5 同条第4項において、対象者の自認を唯一の証拠として研究不正行為と認定することはできない。
 - 6 申立等がなされる前に取り下げられた論文等に対する申立等による予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、研究不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(特別委員会の構成)

第7条 特別委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 研究不正行為調査委員会委員長
- (2) 特別委員会委員長が部局長（医学部長、看護学部長、当該病院長等）から当該研究不正行為事案に関して、その都度指名した者

- (3) 特別委員会委員長が指名する当該研究分野についての専門的知識を有する学外の有識者 3 ないし 4 名
- (4) 法律の知識を有する学外者 1 名
- 2 特別委員会委員長は、研究不正行為調査委員会委員長があたり、特別委員会を管掌する。
- 3 同条第 1 項に掲げる委員は、申立者および対象者と直接の利害関係（研究不正行為を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害がある等）を有しない者でなければならず、利害関係を有する者は委員にはなれないものとする。

(特別委員会の職務)

第 8 条 特別委員会は、本調査の実施の決定後 30 日以内に設置するものとし、当該研究不正行為事案に関する事実関係の本調査を行う。ただし、委員長がやむを得ない理由があると判断した場合は、これと異なる期限の設定をすることができる。

- 2 本調査の対象には、申立等のあった事案に係る研究活動等のほか、特別委員会の判断により対象者の調査に関連した他の研究活動等も含めることができる。
- 3 本調査は、予備調査の方法および結果の妥当性の検証を行う。さらに対象者および特別委員会が必要と認めた者からの事情聴取その他、調査のために必要な方法により行うものとする。
- 4 特別委員会は、対象者および関係部局等に対して、証拠の保全に必要な措置を行うことができる。
- 5 特別委員会は、対象者に書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 6 特別委員会が再実験などにより再現性を示すことを対象者に求める場合、または対象者自らの意思によりそれを申し出て特別委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会（機器、経費等を含む）に関し合理的に必要と判断される範囲内において、特別委員会の指導・監督の下にこれを行うものとする。
- 7 対象者が申立等のあった事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれにもとづいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 8 対象者の自認を唯一の証拠として研究不正行為と認定することはできない。

- 9 補助金等に係る研究不正行為に関する証拠が提出された場合には、対象者の説明およびその他の証拠によって、研究不正行為であるとの疑いが覆されないときは、研究不正行為と認定される。
- 10 委員長は、本調査にもとづき、裁定および対応方針を特別委員会が設置された日から 150 日以内に学長に答申するものとする。ただし、委員長がやむを得ない理由があると判断した場合は、これと異なる期限の設定をすることができる。
- 11 研究不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、対象者の教育研究活動の正常化および名誉回復のために、万全の措置をとらなければならない。
- 12 研究不正行為が存在しなかったことが確認された場合であっても、これをもって悪意の申立等とみなし、申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 13 研究不正行為が存在しなかったことが確認された場合であって、申立等が悪意にもとづくものであると判断したときは、申立者に書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(申立窓口の設置)

第 9 条 研究不正行為に関する相談または申立を行う者からの申立等を受け付けるための窓口（以下「申立窓口」という）を研究支援部に設置し、申立窓口の責任者は研究支援部長とする。

(申立等)

- 第 10 条 研究不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も申立窓口を通じ、申立等を行うことができる。
- 2 申立等は、原則として文書で行い、自らの氏名、所属および連絡先を明らかにしなければならない。
 - 3 申立窓口責任者は、申立の意思を明示しない相談を受け付けたときは、申立に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して申立の意思があるか否か確認するものとする。
 - 4 申立窓口責任者は、申立を受け付けたときは、速やかに学長に報告するとともに、申立者に対して申立を受け付けた旨を文書にて通知するものとする。
 - 5 研究不正行為が行われようとしている、または研究不正行為を求められているという申立等を受け付けた申立窓口責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、対象者に警告を行うものとする。

(権限による調査)

第11条 学長は、申立等の有無に関わらず、相当の信頼性のある情報にもとづき研究不正行為があると認められるときは、委員会を開催することができる。

(通知等)

第12条 学長は、委員会による予備調査にもとづく本調査の実施または不実施の決定を申立者および対象者に対してその旨の理由を付して文書にて通知するものとする。

- 2 補助金等に係る研究不正行為に関する事案について、学長は、本調査を行わないことを決定した場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る申立者の求めに応じ開示するものとする。
- 3 補助金等に係る研究不正行為に関する事案について、学長は、特別委員会を設置したときは、特別委員会委員の氏名や所属を申立者および対象者に示すものとする。
- 4 学長は、調査委員会による裁定の結果を申立者および対象者に対してその旨の理由を付して文書にて通知するとともに、補助金等に係る研究不正行為に関する事案については各配分機関等にも報告するものとする。

(異議申立て)

第13条 申立者および対象者は、第12条第1項および第4項の裁定の結果、第3項の特別委員会の構成ならびに第8条第13項の申立等が悪意にもとづくものであるとの判断に異議がある場合には、通知を受けた日から原則として30日以内に文書をもって学長に異議を申立てることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による異議申立てを繰り返すことはできない。

- 2 学長は、第12条第4項の裁定の結果、補助金等に係る研究不正行為があったと認定された対象者による異議申立てがあったとき、ならびに当該異議申立てを却下したとき、および当該事案の再調査開始の決定をしたときは、申立者に通知するとともに、その事案に係る各配分機関等にも報告するものとする。
- 3 補助金等に係る研究不正行為に関する事案について、学長は、第8条第13項の申立が悪意にもとづくものであるとの判断に係る異議申立てがあった場合、申立者の所属機関および対象者に通知するとともに、その事案に係る各配分機関等にも報告するものとする。

(不服審査等)

- 第14条 学長は、第12条第1項および第4項の裁定の結果に係る異議申立てを受理したときは、速やかに調査委員会を開催するものとする。その際、必要に応じて調査委員会委員の交代もしくは追加または調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 2 学長は、第12条第3項の特別委員会の構成に係る異議申立てを受理した場合、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る特別委員会委員を交代させるとともに、その旨を申立者および対象者に通知するものとする。
 - 3 学長は、第12条第4項の裁定の結果、研究不正行為があったと認定された対象者による異議申立てについて、当該事案の再調査を行うまでもなく、当該異議申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断するときは、以後の異議申立てを受け付けないことができる。
 - 4 調査委員会は、第12条第4項の裁定の結果、研究不正行為があったと認定された対象者による異議申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、対象者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるが、その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに学長に報告し、学長は、対象者に当該決定を通知するものとする。
 - 5 調査委員会委員長は、第12条第4項の裁定の結果、補助金等に係る研究不正行為があったと認定された対象者による異議申立てについて、再調査を開始した場合は、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを学長に答申し、学長は、当該結果を対象者および申立者に通知するとともに、その事案に係る各配分機関等にも報告するものとする。ただし、委員長がやむを得ない理由があると判断した場合は、これと異なる期限の設定をすることができる。
 - 6 調査委員会委員長は、第8条第13項の補助金等に係る研究不正行為に関する申立が悪意にもとづくものであると判断された申立者による異議申立てについて、再調査を開始した場合は、30日以内に再調査の結果を学長に答申し、学長は、当該結果を申立者および申立者の所属機関ならびに対象者に通知するとともに、その事案に係る各配分機関等にも報告するものとする。ただし、委員長がやむを得ない理由があると判断した場合は、これと異なる期限の設定をすることができる。

(研究費の使用停止)

第 15 条 学長は、必要に応じて対象者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

(調査結果の公表等)

第 16 条 学長は、調査委員会の答申にもとづき、研究不正行為が行われたと確認したときは、原則として以下の事項を速やかにホームページ上で公表するものとする。

- (1) 研究不正行為に関与した研究者の氏名・所属およびその関与の程度
 - (2) 研究不正行為の内容
 - (3) 公表時までに行った措置の内容
 - (4) 特別委員会委員の氏名・所属
 - (5) 調査の方法・手順等
 - (6) その他、学長が必要と認めた事項
- 2 学長は、補助金等に係る研究不正行為が行われなかったとの認定があった場合であっても、論文等に故意によるものでない誤りがあったときは、調査結果を公表するものとする。
- 3 学長は、悪意にもとづく申立等が行われたと確認したときは、申立者の所属機関に通知するとともに、申立者の氏名および所属を公表することができる。

(対象者に対する措置)

第 17 条 学長は、研究不正行為が行われたとの認定があった場合、研究不正行為への関与が認定された者および関与したとまでは認定されないが、研究不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、適切な処置をとるとともに、研究不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

(研究費の返還)

第 18 条 学長は、研究不正行為を行った研究者に対し、既に使用した研究費の全部または一部を返還させることができる。

(守秘義務)

第 19 条 申立窓口職員、委員会委員、特別委員会委員、協力員およびその他、関係者は、任職中ならびに退職後においても、調査および審査等の過程において知り得た個人情報等に関わる一切の事項について、他に漏らしてはならない。

- 2 関係者は、調査対象における公表前の研究データ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

(申立者等の保護)

第 20 条 学長は、申立者、調査に協力した者およびその他、関係者が不利益を受けることのないよう万全の措置をとらなければならない。

(漏えい時の取扱い)

第 21 条 学長は、調査事案が漏えいした場合、申立者および対象者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができるものとする。ただし、申立者または対象者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。

(退職者等の取扱い)

第 22 条 対象者が職員にあつては退職後、学生・院生にあつては卒業・修了または退学後、その他、研究に従事した者にあつては身分を失った後においても、本学において研究に従事した期間中に行つた行為についてはこの規程を適用するものとする。

- 2 補助金等に係る研究不正行為に関する事案については、対象者が本学以外の研究機関において研究活動を行い現に本学に所属する場合あるいは当該他研究機関と本学いずれにも所属する場合についても、この規程を適用して誠実に調査を行うものとし、学長は、当該他研究機関にも当該申立・警告・調査結果の内容等を通知、協力を要請するものとする。

(配分機関等への協力)

第 23 条 補助金等に係る研究不正行為に関する事案については、学長は、調査対象および調査方針・方法、調査結果に係る事項について各配分機関等に報告、協議する他、当該事案に係る資料の提出または閲覧他、各配分機関等の求めに応じるものとする。

(事務)

第 24 条 委員会および特別委員会の事務は、研究支援部が行う。

附 則

- 1 本規程は、平成 28 年 9 月 20 日から施行する。
- 2 「論文」とは、査読を有する雑誌に掲載発表された原著論文をいう。